

議案第十四号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

別紙のとおり議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正すること
について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定によ
り、本議会の議決を求めらる。



昭和四十三年三月 十一日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十三年三月十日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町条例第

号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第一条 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年三朝町条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中 「二千〇〇〇円」、「三〇〇〇〇円」及び「一七〇〇〇円」を、それぞれ「四〇〇〇〇円」に改める。

第三条中「但し」を「ただし」に改める。

第四条中「若しくは委員会」を「又は委員会若しくは協議会等」に改め、同条第三項中「外」を「ほか」に改める。

(三朝町長等給与条例の一部改正)

第二条 三朝町長等給与条例(昭和二十八年三朝町条例第十八号)の一部を次のように改正する。

この条例中「但し」を「ただし」に改める。

第一条中「基き」を「基つき」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 町長、助役及び収入役に対する給料表は、別表第一のとおりとする。

第六条中「超過勤務手当」を削り、「勤勉手当、」を「勤勉手当及び」に改める。
別表第一を次のように改める。

別表第一

区分	給料月額
町長	一五〇〇〇〇円以内
助役	一二〇〇〇〇円以内
収入役	一〇〇〇〇〇円以内

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第三条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十一年三期)

期町条例第二十四号の一部を次のように改正する。

第二条中 「三八四人」を「三百八十四人」に改める。

第五条第一項第三号中「他」を「ほか」に改める。

第六条第一項第一号中「法令並びに」を「法令、」に改める。

第十三条中「五〇〇円」を「六〇〇円」に改め、同条第二項中「施行した場合、」を「施行したときは、」に改め、「一等級相当職、」の下に「その他の」を加え、「二等級」を「三等級」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。